

議案第 58 号

市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例制定について

市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 13 日提出

甲府市長 樋口 雄一

市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 9 条の 3 の 3 第 2 項（同条第 3 項において読み替えて準用する法第 9 条の 3 第 9 項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、法第 9 条の 3 の 3 第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第 3 項において読み替えて準用する法第 9 条の 3 第 8 項の規定による一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設を設置する者（以下「受託者」という。）が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第 8 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設（以下「施設」という。）とする。

(縦覧の実施の届出)

第3条 受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を市長に届け出なければならない。

- (1) 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 施設の名称
- (3) 施設の設置の場所
- (4) 施設の種類
- (5) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (6) 施設の処理能力
- (7) 実施した生活環境影響調査の項目
- (8) 報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）及び期間（以下「縦覧の期間」という。）
- (9) 意見書の提出先

(縦覧の告示)

第4条 市長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事項
- (2) 利害関係者は、意見書の提出期限までに意見書を受託者に提出することができる旨
- (3) 意見書の提出期限

(縦覧の場所及び期間)

第5条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 受託者の主たる事業所
- (2) 甲府市環境部

(3) その他市長が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から起算して1月間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 受託者の主たる事業所

(2) その他市長が必要と認める場所

2 意見書の提出期限は、前条第2項の縦覧の期間が満了した日の翌日から起算して2週間を経過する日とする。

(環境影響評価との関係)

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は山梨県環境影響評価条例(平成10年山梨県条例第1号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに規定する手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第8条 市長は、受託者が生活環境影響調査を実施した地域に他の市町村の区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続について協議するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行う者が一般廃棄物処理施設の設置の届出に際し実施する生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する事項を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。